

「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」のポイント

I 平成17年4月以降の合併推進について

1.平成17年4月以降も合併に関する新しい法律を制定し、一定期間さらに合併を推進。

○合併特例債等、現行の合併特例法のような財政支援措置はとらない。

○合併に関する障害を除去するための特例は引き続き残す。
(例) 合併算定替、地方税の不均一課税、議員の在任特例等

2.都道府県が市町村合併に関する構想を策定。合併に関するあっせん、勧告を実施。

○構想は、現行の合併特例法の下で合併に至らなかったが、基礎自治体の規模・能力の充実を図るため、なお合併を行うことが期待される市町村を対象

- ・生活圏域を踏まえた行政区域の形成を図るための合併
 - ・指定都市、中核市、特例市等を目指す合併
 - ・小規模な市町村に係る合併
- 等

構想を策定するに当たっての小規模な市町村としては、おおむね人口1万未満を目安。

ただし、人口だけでなく、地理的条件や人口密度、経済事情のほか、現行合併特例法の下で合併を行った経緯についても考慮。

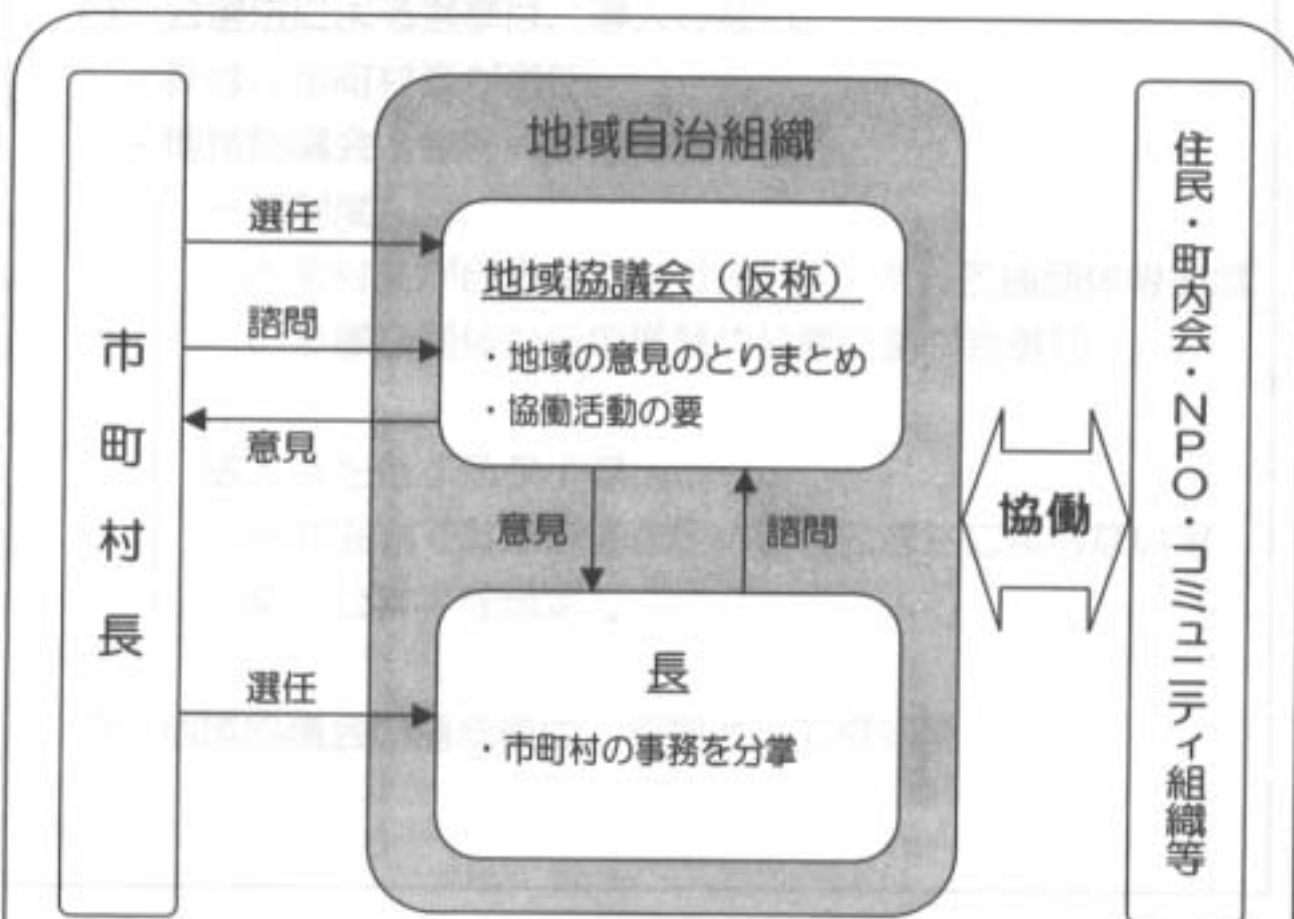
3.平成17年3月31日までに市町村が議会の議決を経て都道府県知事に合併の申請を行い、平成18年3月31日までに合併したものについては、現行の合併特例法の規定を適用し、財政支援措置等を講じる。

Ⅱ 地域自治組織について

1. 基本的考え方

○市町村内の一定の区域を単位とし、住民自治の強化や行政と住民との協働の推進などを目的とする組織として、地域自治組織を市町村の判断によって設置できることとすべき。

○地域自治組織のイメージ



○地域自治組織の機能

- ①住民の意向の反映
- ②行政と住民等との協働による地域づくりの場
- ③従来の支所・出張所機能

2. 制度のポイント

- 必要と考える市町村が任意に設置できる制度（一般制度）として導入。合併市町村に限り、法人格を有するタイプ（特別地方公共団体）を、旧市町村単位に、合併後の一定期間、設けることができる制度とする。
- 区域、名称、分掌事務の範囲などは、自主性を尊重。
- 公選法による選挙は、導入しない。
 - ・ 長は、市町村長が選任。
 - ・ 地域協議会（仮称）の構成員
 - 一般制度
市町村長が自治会、町内会、PTA、各種団体等地域の多様な団体からの推薦や公募に基づき選任。
 - 法人格を有するタイプ
合併協議で選出方法を定める（公選法によらない選挙、公募等を想定）。
- 地域協議会の構成員は、原則として無報酬

Ⅲ 都道府県合併・道州制について

1 都道府県合併について

現行地方自治法上、都道府県の発意により合併手続に入ることができないことから、現行の手続に加えて、市町村合併の場合と同様に、都道府県の自主的合併の手続の整備を検討。

2 道州制について

道州制（仮称）の導入については、地方自治制度の大きな変革であり、国民的な意識の動向を見ながら、次期地方制度調査会において議論。現時点における考え方は次のとおり。

（1）基本的考え方

- 現行憲法の下で、広域自治体と基礎自治体の二層制を前提として構築。道又は州（仮称）の制度及び設置手続は法律で規定。
- 現在の都道府県を廃止し、原則として現在の都道府県の区域を越える広域自治体として設置。
- 道州制の導入に伴い、国の役割を重点化。多くの権限を地方に移譲。
- 長と議会の議員は公選。

(2) 役割と権限

- 道州は、基礎自治体との適切な役割分担のもとに、圏域全体の視野に立った産業振興、雇用、国土保全、広域防災、環境保全、広域ネットワーク等の分野を担当
- 国の地方支分部局が持つ権限は、例外的なものを除き、道州に移管。
- 国から道州、道州から基礎自治体への関与は必要最小限。

(3) 道州の区域及び設置

- 区域については、法律により全国をいくつかのブロックに区分する考え方、関係都道府県が議会の議決を経て申請し、国会の議決を経て決定する考え方がある。
- 全国一斉に道州に移行する方法、一定の要件に合致した場合に順次道州へ移行する方法が考えられる。

(4) 税財政制度

- 自立性を高めることを原則、地方税の大幅拡充、新たな財政調整の仕組みを検討。

(5) 連邦制との関係

- 連邦制については、憲法の根幹部分の改正が必要となり、一体性・独立性の高い連邦構成単位が存在が前提となる、といった問題があり、我が国の成り立ちなどから見ると、制度改革の選択肢としない。